

男性労働者の育児休業取得率の公表について

育児・介護休業法の改正により、2025 年 4 月 1 日から、常時雇用する労働者が 300 人を超える事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年に 1 回公表することが義務付けられました。

公表日の属する事業年度の直前の事業年度（※）における男性労働者の育児休業取得率について、以下に公表します。

男性労働者の育児休業取得率	0%
---------------	----

以下、計算式

育児休業等をした男性労働者の数	0 名
配偶者が出産した男性労働者の数	1 名

※公表前事業年度：2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）